

東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和4年3月28日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 奥 谷 求
(公 印 省 略)

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
財務部	管財課（財産区を含む）	令和3年度（令和3年11月末現在）
健康福祉部	地域共生推進課	令和3年度（令和3年8月末現在）
産業部	園芸センター	令和3年度（令和3年9月末現在）
建設部	河川港湾課	令和3年度（令和3年9月末現在）
下水道部	下水道施設課	令和3年度（令和3年9月末現在）
学校教育部	学事課	令和3年度（令和3年10月末現在）
	東広島北部学校給食センター	令和3年度（令和3年10月末現在）
	寺西小、郷田小、小谷小、高屋東小、高屋西小、造賀小、高美が丘小、板城西小、乃美尾小、中黒瀬小、下黒瀬小、龍王小、志和中、高屋中	令和3年度（令和3年9月末現在）

第2 監査の実施期間

令和3年10月18日から令和4年3月24日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務の一部に改善・検討を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【学校教育部】

(学事課)

1 徴収事務

学校給食費において、未納者に対する督促状の発送を納期を過ぎて 20 日以内に行っていないかった。

債権管理条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に改められたい。

第 6 監査意見

本市では、令和 3 年 4 月から学校給食費を公会計方式に移行したが、学校給食費の徴収に関して、未納者に対する不適切な事務処理が見受けられた。

一般的に未収金については、時間の経過とともに徴収率は下がり、未収金額が累積する傾向にあることから、未納者への対応は迅速に行う必要がある。

納期限までに納付がなかった場合には、規則等に基づいた事務処理に努め、とりわけ初年度においては、未納が長期間に及ばないように、定期的に必要な対策を講じながら、適正な債権管理に努められたい。

また、今期の定期監査において、特に契約事務に関し、前年度以前の契約約款や請書様式を使用していたものや執行起案で検査員を指定していなかったもの、また、執行起案又は契約締結起案で決裁権者を誤っていたものなど、複数の所管課で同様の誤りが見受けられた。

当該事項については、これまでの定期監査においても散見されることから、改めて全庁的に情報共有し、職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の確立を図り、同様の誤りを繰り返さないよう、適正な事務処理に努められたい。